

商工こすどかわら版

第244号
小須戸
商工会

〔10月
の花〕
コスモス



**必ずチェック最低賃金！
使用者も、労働者も。**

新潟県最低賃金は、新潟県の現下の経済・企業・雇用動向等を踏まえ、十月一日より八三二円に改定されます。（改定前 八三〇円）

新潟県最低賃金は、県内で事業を営む全ての使用者及び労働者（臨時パート、アルバイト等を含む。）に適用されます。この機会に最低賃金を確認しましょう。詳しくは、労働基準監督署または商工会までお問い合わせください。

守ってね、最低賃金。
新潟県 最低賃金
831円
令和2年 10月1日から
1UP

**令和二年九月分（十月納付分）
からの「協会けんぽ」
保険料率の確定について**

全国健康保険協会「協会けんぽ」の令和二年度九月分（十月納付分）の都道府県単位保険料率が確定しましたのでお知らせします。

変更時期	令和2年 9月分から (10月納付分)	《参考》 令和2年 8月分まで (9月納付分)
介護保険第2号被保険者に該当しない場合 (40歳未満、65歳以上～74歳未満)	9.58% (変更なし)	9.58%
介護保険第2号被保険者に該当する場合 (40歳以上65歳未満)	11.37% (変更なし)	11.37%

**永年勤続表彰者表彰の
表彰申請について**

商工会では、会員事業所に勤務する従業員に対し、事業主の申請により表彰を行っております。勤続年数が三十年、二十年、十年の対象者が在籍する事業所におかれましては、表彰申請についてご検討ください。

【申込期限】
令和二年十月十六日（金）
【申込・詳細等】
同封の案内文書をご覧ください。

**つばきまつ会 令和二年
秋場所を開催します**

商業活性化委員会では、商店街活性化対策として、夏の「つばきまつ会」すぐ令和二年夏場所」に引き続き、商工会売り出し事業第二弾として、「つばきまつ会 令和二年秋場所」を十月一日（木）から十一月三十日（月）まで開催します。（参加は四十八店舗）

前回に引き続き、売出し事業開催に併せて小須戸独自の「プレミアム付き商品券」も販売します。商品券を購入して、ぜひ小須戸でお買い物をお楽しみください。なお、売出し事業の詳しい内容については、同封のチラシをご覧ください。

**小須戸飲食店を応援しよう！
フエアを開催します**

コロナウィルス感染症の影響で多くの業種、事業所が業績に被害が出ていることお察しします。中でも、飲食店への影響は甚大であり、地域活性化の担い手としての力が失われている状況です。商工会はコロナウィルス感染症の影響で顧客の来店機会を失い、売上に大きな影響を及ぼしている飲食店に対して、消費・需要回復を図ることを目的とした販売促進フエアを開催します。

この事業では飲食店による「一般消費者向けテイクアウトサービス」と「企業向けデリバリーサービス」が実施されますので、ぜひご利用ください。◎企業向けデリバリーサービス 十一月の毎週水曜日（全四回）に

小須戸地域内の飲食店からランチを配達します。

【特典】先着一〇〇名に特別価格で提供します

通常価格 四,六〇〇円 ↓

特別価格 三,〇〇〇円

【申し込み方法】

同封のチラシにて必要事項を記入してファックスにて商工会までお申し込みください。

【申し込み期限】

令和二年十月二十日（火）

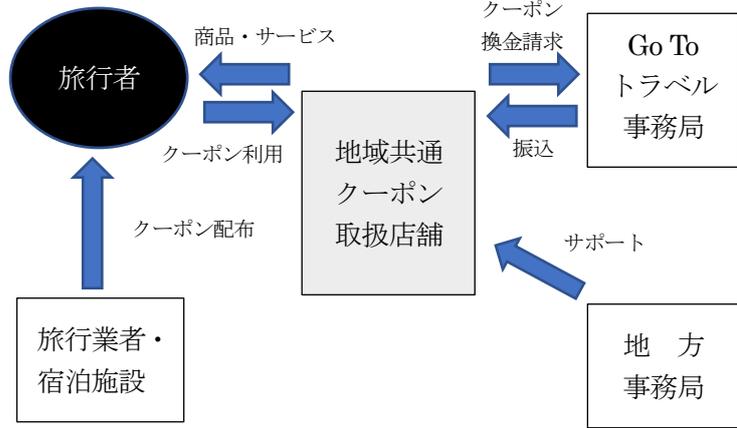
【お問い合わせ】

商工会までお問い合わせ願います。
 ◎「一般消費者向けテイクアウトサービス」については、十一月一日（日）の新聞折り込みチラシをご覧ください。

「Go To Travel事業」 地域共通クーポン取扱い 店舗登録のご案内

Go To Travelとは、宿泊・日帰り国内旅行の代金総額の二分の一相当額（一人一泊あたり二万円が上限）を国が支援する事業です。支援額の内、七〇％は旅行代金の割引、三〇％は旅行先で使える地域共通クーポンとして付与されます。（例えば、二万円の旅行商品であれば、七千円の旅行代金の割引、三千円の地域共通ク

ーポンを受けられます。）



地域共通クーポンとは、旅行先の都道府県とその隣接都道府県において、旅行期間中に限って、Go To Travel事務局の登録を受けた地域共通クーポン取扱店舗で使用できるクーポンです。（クーポンは紙クーポンと電子クーポンの二種類あり、取扱いクーポンは選べます。）現在取扱い店舗を募集中です。

【申請方法】

●申請は、四つの様式（①登録申請書、②登録希望店舗リスト、③参加

同意書、④口座確認書類）に記入し、⑤口座情報が確認できる書類（通帳の写し等）、⑥国内で事業を行っていることの公的証明書類（確定申告書、納税証明書等）を添付して、提出します。

●オンライン申請・様式のダウンロードはこちらからできます。
<https://biz.goto.jata-net.or.jp/coupon/>



●郵送での申請をご希望の方で、申請書類の様式が必要な方は、Go To Travel事務局コールセンター（電話）〇五七〇〇一七・三四五）へお問い合わせください。

「二〇」を活用してみませんか

NICO（公益財団法人にいがた産業創造機構）は、『新潟県の産業を活性化する』を使命に、県内企業の間で皆さまを応援しています。

【事業内容】

○新商品・新技術を開発したい
 ○市場顧客のニーズがわからない
 ○売れる商品づくりとは など
 皆さまの挑戦やお悩みを、多彩な

メニューによりサポートします。

補助金等資金的支援をはじめ、専門家等のアドバイス、セミナー・講座・研修、オフィス・設備レンタル、マッチング支援、テストマーケティング支援、商品評価ブラッシュアップなど様々な支援を行っています。

【お問合せ先】

公益財団法人にいがた産業創造機構
 電話 〇二五・二四六・〇〇二五
 Eメール info@nico.or.jp

一人でも雇ったら、 労働保険に必ず加入！

労働者（パート・アルバイト等を含む）を一人でも雇っている事業主は労働保険（労災保険・雇用保険）に加入しなければなりません。

労働保険は、労災保険・雇用保険の各種給付金のほか、雇用の安定のために事業主に支給される助成金などの各種支援制度も設けられており、労働者はもとより事業主のためにも欠くことのできない制度です。また、人手不足の折、事業主にはコンプライアンスが求められており、より良い人材を確保する意味でも、労働保険に必ず加入している必要があります。